

防衛装備移転三原則（案）【概要】

我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。こうした観点から、「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、明確な原則を定めることとした。

今後は次の3つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。

- 1 移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない。
 - ① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
 - ② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合
 - ③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合
- 2 移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。
 - ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
 - ② 我が国の安全保障に資する場合
 - ・ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施
 - ・ 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化
 - ・ 自衛隊の活動及び邦人の安全確保仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上どの程度懸念があるかを厳格に審査し、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、政府として情報の公開を図ることとする。
- 3 目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定する。

原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外為法の運用を適切に行う。